

岩手海区漁業調整委員会委員候補者の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手海区漁業調整委員会（以下「海区委員会」という。）の委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の推薦、募集及び選任等に関する手続き等について、漁業法（昭和24年法律267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の区分)

第2条 法第139条第1項の規定による委員候補者の推薦及び募集は、次の区分により行うものとする。

- (1) 一般推薦 漁業者その他の関係者からの推薦によるもの。
- (2) 団体推薦 漁業者が組織する法人又は団体からの推薦によるもの。
- (3) 一般募集 委員になろうとする者からの応募によるもの。

(推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格)

第3条 法第139条第1項の規定により、委員候補者として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、委員就任予定日において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第138条第4項各号のいずれかに該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(推薦の手続き)

第4条 第2条第1号に規定する一般推薦により委員候補者を推薦しようとする者は、被推薦者の同意を得た上で、3名以上が連名し、そのうちの代表者が別に定める様式を知事に提出するものとする。

2 第2条第2号に規定する団体推薦により委員候補者を推薦しようとする者は、団体の代表者が別に定める様式を知事に提出するものとする。

(応募の手続き)

第5条 第2条第3号に規定する一般募集により委員候補者に応募しようとする

る者は、別に定める様式を知事に提出するものとする。

(推薦の求め及び募集の期間)

第6条 委員候補者の推薦の求め及び募集の期間は、概ね1ヶ月とし、知事が必要と認めるときは、これを延長することができるものとする。

(推薦の求め及び募集の周知)

第7条 委員候補者の推薦の求め及び募集に当たっては、推薦の求め及び募集の期間、書類の提出方法その他の必要な事項について、県のホームページへの掲載その他の適当と認める方法により周知するものとする。

(推薦を受けた者等に関する情報の公表)

第8条 法第139条第2項の規定による委員候補者として推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報の公表は、県のホームページにおいて行うものとする。

(委員候補者の審査)

第9条 委員候補者として推薦を受けた者及び募集に応募した者の資格その他の適性等を審査するため、岩手海区漁業調整委員会委員候補者審査委員会を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月23日から施行する。
- 2 令和2年11月30日までの間は、この要綱中「漁業法」とあるのは「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法」と読み替えるものとする。